## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本公告の入札について、場合によっては取りやめることもある。

平成21年８月31日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　浦辺　信一

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中城湾港（新港地区）泊地（－11.0m）浚渫工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県うるま市洲崎地内

⑷　工事内容　共通工、浚渫工、土捨工

⑸　工期　平成22年３月30日まで。

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。

⑾　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑿　本工事は、沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港関係）において、過去に低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。

⒀　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が単体又は特定ＪＶの代表者については950点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については750点以上であること。

⑸　本工事の施工計画が適正であること。

⑹　平成６年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、単体及び特定ＪＶの代表者で申請する場合は出資比率が50％以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員で申請する場合は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体及び特定ＪＶの代表者で申請する場合は、次の①及び②を満たす工事の元請けとしての施工実績を有すること。

①　航路、泊地又は床堀におけるグラブ浚渫工事。

②　空気圧送船で揚土した工事。

ただし、①、②は別件工事でも可とする。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員で申請する場合は、次の①又は②を満たす工事の元請けとしての施工実績を有すること。

①　航路、泊地又は床堀におけるグラブ浚渫工事。

②　空気圧送船で揚土した工事。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成６年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、単体及び特定ＪＶの代表者で申請する場合は出資比率が50％以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員で申請する場合は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、特定ＪＶの構成員としての実績は、経験時の役職は問われない。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として３ヶ月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）企業の基礎技術力に係る施工計画、施工実績、配置予定技術者の能力及び企業の信頼性・社会性について評価する。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　企業の基礎技術力、企業の信頼性・社会性の加算点については入札説明書による。

３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする（入札説明書参照）。